

産業廃棄物収集運搬・処分委託業務  
公募型見積競争募集要項

令和5年8月

成田市教育委員会教育総務課

## 1 募集要項に付する事項

### (1) 業務名

産業廃棄物収集運搬・処分委託業務（以下「本業務」という。）

### (2) 目的

本業務は、成田市（以下「本市」という。）が管理する成田市内公共施設から排出される産業廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づき、適正に収集運搬・処分を行うことを目的とする。

### (3) 業務の内容

#### ①産業廃棄物収集運搬業務

別紙「産業廃棄物収集運搬・処分委託仕様書」に示すとおり

#### ②産業廃棄物処分業務

別紙「産業廃棄物収集運搬・処分委託仕様書」に示すとおり

### (4) 履行場所

別紙「産業廃棄物収集運搬・処分委託仕様書」に示すとおり

### (5) 履行期間

契約日の翌日から令和8年9月30日まで

### (6) 見積上限額

#### ①産業廃棄物収集運搬・処分業務

上限額：16,276,545円（税抜）

## 2 参加資格及び条件

### (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本委託業務の開札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。

イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

### (2) 本業務の公告の日から開札の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者。

### (3) 受託者は、廃掃法に基づく産業廃棄物収集運搬業許可証（積込場所及び荷卸し場所の両方とする。）及び産業廃棄物処分業許可証を有すること。

### (4) 産業廃棄物処分事業者は、処分場所が千葉県、東京都、埼玉県のいずれかに所在すること。

### 3 日程

この募集に関する日程は、次の表のとおり。

内 容	期 日
質問書の受付開始	令和5年8月23日（水）
質問書の提出期限	8月30日（水）午後3時までに必着
質問書への回答	9月4日（月）
提出書類の受付開始	9月5日（火）
提出書類の受付期限	9月15日（金）午後3時までに必着
開札	9月19日（火）
落札者決定	9月20日（水）
契約	令和5年10月上旬

### 4 質問の受付及び回答

#### (1) 受付期間

令和5年8月23日（水）から令和5年8月30日（水）午後3時までに質問書（様式第1号）にて提出のこと。受付時間は、午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午後3時までに必着とする。

#### (2) 提出方法

持参、郵送、電子メールによることとし、電話や窓口での質問には回答しない。また、質問書の受付期間より後の提出は、一切認めない。

#### (3) 提出先

「9 提出先・問合せ先」に同じ

#### (4) 質問への回答

令和5年9月4日（月）に、全ての質問と回答を市のホームページに掲載するものとする。

### 5 参加手続

本業務の参加を希望する者は、次に示す方法で必要書類を提出すること。

#### (1) 提出書類等（各1部）

- ①産業廃棄物収集運搬業務見積書（様式第2号）
- ②産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- ③産業廃棄物処分業務見積書（様式第3号）

④産業廃棄物処分業許可証の写し

⑤共同見積提出同意書（様式第4号）（複数の事業者による共同見積提出を希望する場合）

（2）必要書類の提出上の注意点等

・収集運搬業務と処分業務の両方を単独で行うことができる事業者であっても収集運搬業務と処分業務の見積書を分けて提出すること。

・複数の事業者により共同で見積書の提出を希望する場合、共同見積提出同意書（様式第4号）を提出すること。

・共同で見積書を提出する場合、収集運搬事業者は単独で行うこととし、処分事業者は複数の事業者で行うことを可とする。

・共同で見積書の提出を行う場合は、すべての事業者が「2 参加資格及び条件」を満たすこととし、また同一事業者が複数の見積書を提出することは不可とする（ただし、収集運搬業務と処分業務の両方を単独で行うことができる事業者が収集運搬業務と処分業務の見積書を分けて提出する場合を除く。）。

・共同見積提出同意書を提出する事業者が収集運搬、処分両事業者の見積書を提出すること。

（3）提出方法

持参又は郵送とする。受付時間は午前9時から午後5時まで。ただし最終日は、午前9時から午後3時まで。郵送の場合は、提出期間の最終日午後3時必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。なお、提出書類の返却は行わない。

（4）提出先

「9 提出先・問合せ先」に同じ

（5）提出期間

令和5年9月5日（火）から令和5年9月15日（金）午後3時まで

6 見積合わせの方法

開札時間

令和5年9月19日（火）午前9時

開札場所

成田市役所行政棟5階 教育総務課

（1）処分

見積金額は、各項目1kg当たりの単価（税抜）に各予定数量を乗じて得られた金額の総額を記載すること。

（2）運搬

見積金額は、産業廃棄物1施設1回当たり（1 m<sup>3</sup>以内）の収集運搬における単価（税抜）に予定回数に乗じて得られた金額の総額（税抜）を記載すること。

- (3) 処分と運搬の見積金額の合計が最も低い者を落札者として決定する。
- (4) 見積金額の制限の範囲内で最低の金額をもって見積をした者が2者以上あるときは、最低見積金額を見積った事業者から再度見積もりを徴収し、決定するものとする。日程等の詳細は最低金額を提示した事業者へ別途連絡を行う。

## 7 契約事項等

- (1) 契約方法は単価契約（消費税及び地方消費税別）とする。
- (2) 原則として、契約の相手の公表は契約の相手方の決定後、速やかに成田市ホームページ上にて行うこととする。また、公表内容は契約の相手方のみとする。
- (3) 契約書に関しては、収集運搬及び処分業務の各受託者と委託者とがそれぞれ別に契約書を取り交わすこととする。

## 8 留意事項

別紙「産業廃棄物収集運搬・処分委託仕様書」に示すとおり。

## 9 提出先・問合せ先

〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地（市役所行政棟5階）  
成田市教育委員会 教育部 教育総務課  
電話：0476-20-1580  
メールアドレス：kyosomu@city.narita.chiba.jp